

北海道情報公開条例

平成10年 3月31日

(北海道条例第28号)

平成13年 3月30日一部改正

(北海道条例第12号)

(北海道条例第42号)

平成15年 8月 8日一部改正

(北海道条例第41号)

平成16年 3月31日一部改正

(北海道条例第6号)

平成16年10月19日一部改正

(北海道条例第89号)

平成17年 3月31日一部改正

(北海道条例第7号)

(北海道条例第35号)

平成19年 3月16日一部改正

(北海道条例第10号)

平成26年10月14日一部改正

(北海道条例第91号)

平成28年 3月31日一部改正

(北海道条例第30号)

平成29年 3月31日一部改正

(北海道条例第15号)

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 公文書の開示の制度

第1節 公文書の開示を請求する権利等（第9条—第12条）

第2節 公文書の開示の請求の手續等（第13条—第20条）

第3節 審査請求に関する手續（第20条の2—第21条の3）

第4節 他の制度との調整（第22条・第23条）

第3章 情報提供の総合的推進

第1節 情報提供の総合的推進（第24条・第25条）

第2節 会議の公開（第26条）

第3節 出資法人等の情報公開（第27条・第27条の2）

第4章 雑則（第28条・第29条）

附則

道が保有する情報は、道民の共有の財産であり、これを広く公開することは、民主主義の原理及び地方自治の本旨に由来する開かれた道政を推進していくために不可欠である。

道は、これまで、公文書の開示制度を導入し、情報の公開に努めてきた。しかし、近年、地方分権の推進など道政を取り巻く環境が大きく変化し、道民による行政参加と監視の観点から、情報の公開の重要性がますます高まっており、公文書の開示制度に加えて情報提供の積極的な推進など情報公開制度全般にわたる一層の整備、充実が求められている。

新しい情報公開制度は、だれもが知りたいときに自由に知り得るよう知る権利を明らかにするとともに、道政の諸活動について説明する責任を全うすることにより、その公開性を高め、及び道民参加を促進するものでなければならない。

このような考え方に立って、道政に対する理解と信頼を深め公正で民主的な道政を確立するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供の推進に関し必要な事項を定めることにより、開かれた道政を一層推進し、もって地方自治の本旨に即した道政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、連合海区漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び警察本部長並びに道が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

3 この条例において「公文書の開示」とは、次章に定めるところにより、文書、図画又は写真にあっては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録にあっては視聴、閲覧、写しの交付等その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により開示することをいう。

(この条例の解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の開示その他の事務を迅速に処理する等この条例に定める情報公開制度の利用者の利便に配慮をしなければならない。

(公文書の管理等)

第4条 実施機関は、この条例に定める情報公開制度の的確な運用を図るよう、公文書の分類、保存、廃棄等公文書の管理を適切に行うとともに、公文書の検索に必要な資料を作成するものとする。

(情報の適正使用)

第5条 この条例の定めるところにより公文書の開示又は情報の提供を受けたものは、これによ

って得た情報をこの条例の目的に即し適正に使用しなければならない。

(制度の周知)

第6条 実施機関は、この条例に定める情報公開制度が適正かつ有効に活用されるよう、この条例の目的、内容等について広く周知を図るよう努めるものとする。

(制度の改善)

第7条 知事は、広く道民の意見を聴いて、この条例に定める情報公開制度を円滑に運用するよう努めるとともに、必要に応じその改善に取り組むよう努めるものとする。

(制度の実施状況の公表)

第8条 知事は、毎年、各実施機関のこの条例に定める情報公開制度の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

第2章 公文書の開示の制度

第1節 公文書の開示を請求する権利等

(公文書の開示を請求する権利)

第9条 何人も、実施機関に対して、公文書の開示を請求することができる。

(実施機関の開示義務)

第10条 実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)は、公文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)があったときは、開示請求に係る公文書に、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない。

- (1) 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの
- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの
- (3) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報
- (4) 道若しくは道が設立した地方独立行政法人(以下「道等」という。)又は国、独立行政法人等若しくは道以外の地方公共団体、地方独立行政法人(道が設立したものを除く。)その他の公共団体(以下「国等」という。)の事務又は事業に係る意思形成過程において、道の機関若しくは道が設立した地方独立行政法人(以下「道の機関等」という。)の内部若しくは道の機関等の相互間又は道の機関等と国等の機関との間における審議、協議、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの
- (5) 道等と国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるもの
- (6) 試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価

格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの

(7) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により明らかに開示することができないとされている情報

2 実施機関（公安委員会及び警察本部長に限る。）は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない。

(1) 前項各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する情報

(2) 次に掲げる情報等であって、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報

ア 現在捜査中の事件に関する情報

イ 捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報

ウ 犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報

エ 被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設の保安に関する情報

オ 犯罪の被害者若しくは参考人又は犯罪に関する情報を提供した者が特定される情報

(3) 前号に掲げるもののほか、開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護に支障が生ずるおそれのある情報

3 実施機関は、開示請求に係る公文書に、第1項各号又は前項各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）とそれ以外の情報が記録されている場合において、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前二項の規定にかかわらず、当該非開示情報が記録されている部分を除いて、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない。

（公益上の必要による開示）

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、当該公文書に係る公文書の開示をするものとする。

（公文書の存否に関する情報の取扱い）

第12条 実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害されると認められる場合又は犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合に限り、当該公文書の存否を明らかにしないことができる。

第2節 公文書の開示の請求の手續等

（公文書の開示の請求の手續）

第13条 開示請求をしようとするものは、実施機関に対して、次の事項を記載した請求書を提出しなければならない。ただし、実施機関が別に定めるところにより当該請求書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

(1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 開示請求をしようとする公文書の名称その他の当該公文書を特定するために必要な事項

(3) 公文書が第11条の規定に該当するものとして開示請求をしようとする場合にあっては、同条に該当する旨及びその理由

(4) 前3号に定めるもののほか、実施機関が定める事項
(公文書の開示の決定)

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、その翌日から起算して14日以内に、公文書の開示をするかどうかの決定（以下「開示等の決定」という。）をしなければならない。ただし、やむを得ない理由により、その翌日から起算して14日以内に開示等の決定をすることができないときは、その期間を14日を限度として延長することができる。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書が大量であるときは、同項本文に規定する開示等の決定をする期間を、開示請求があった日の翌日から起算して2月を限度として延長することができる。ただし、開示請求に係る公文書が著しく大量であって、その翌日から起算して2月以内に開示等の決定をすることができないことに相当の理由があるときは、北海道情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて、その期間を延長することができる。

3 実施機関は、前2項の規定により期間を延長するときは、速やかに期間を延長する理由及び開示等の決定をすることができる時期を前条の請求書を提出したもの（同条ただし書の規定により同条の請求書の提出を要しないと認められたものを含む。以下「開示請求者」という。）に書面により通知しなければならない。

（公文書の開示等の決定の通知）

第15条 実施機関は、開示等の決定をしたときは、速やかに開示請求者に書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、公文書の開示をしないことと決定したときはその理由を、第10条第3項の規定により非開示情報が記録されている部分を除いて公文書の開示をすることと決定したときはその旨及び理由を記載して開示請求者に通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書について公文書の開示をしないことと決定した場合において、当該公文書の全部又は一部について公文書の開示をすることができる期日が明らかであるときは、その期日を前項の書面に付記するものとする。

（公文書の存否を明らかにしない決定）

第16条 実施機関は、第12条の規定により公文書の存否を明らかにしないときは、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、その旨の決定をしなければならない。

2 前条第1項の規定は、前項の決定について準用する。

（公文書の不存在の通知）

第17条 実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しないときは、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、当該公文書が存在しない旨の通知をするものとする。

（事案の移送）

第17条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等（開示等の決定若しくは第16条第1項の決定又は前条の通知をいう。以下同じ。）をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送しようとする実施機関は、あらかじめ、開示請求者の意見を聴くなど、開示請求者の利益を損なわないよう努めなければならない。

- 2 前項の規定により事案を移送した実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 4 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示請求に係る公文書の全部又は一部について開示をする旨の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、開示請求に係る公文書が北海道議会により作成されたものであるときその他北海道議会議長において開示決定等に相当する決定を行うことにつき正当な理由があるときについて準用する。
- 6 第3項及び第4項前段の規定は、北海道議会情報公開条例（平成11年北海道条例第18号）第16条の2第1項の規定により事案が移送されたときについて準用する。この場合においては、同条例第12条の規定により請求書が提出された日に、実施機関に対し開示請求があったものとみなす。
- 7 実施機関は、第5項において準用する第1項の規定により事案を移送した場合において、北海道議会議長が開示の実施をするときは、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第18条 開示請求に係る公文書に道等及び開示請求者以外のもの（以下この条、第21条の2及び第21条の3において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を第11条の規定により開示しようとするときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第21条の2において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公文書の開示の実施）

第19条 公文書の開示は、開示決定の対象公文書（以下「開示公文書」という。）を保管している事務所の所在地（以下「開示公文書の所在地」という。）において、実施機関が第15条第1項の規定による通知の際に指定する日時及び場所で行うものとする。

2 実施機関は、開示請求者の住所が開示公文書の所在地から遠隔の地にあること等により開示請求者が開示公文書の所在地において開示公文書を閲覧し、又は視聴することが著しく困難であると認められる場合であって、当該開示公文書の写し（電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下同じ。）を開示公文書の所在地以外の地に送付することにより公文書の開示をするこ

とができるときは、前項の規定にかかわらず、開示公文書の所在地以外の地の実施機関が指定する場所で、当該開示公文書の写しにより公文書の開示をすることができる。

3 実施機関は、開示公文書に係る公文書の開示をすることにより当該開示公文書を汚損し、又は破損するおそれがある等当該開示公文書の保存に支障があると認められるときその他合理的な理由があるときは、当該開示公文書の写しにより公文書の開示をすることができる。

(費用の負担)

第20条 この節の規定により開示公文書の写しの交付を受けるものは、当該開示公文書の写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

第3節 審査請求に関する手続

(道が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第20条の2 道が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は道が設立した地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対して審査請求をすることができる。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第20条の3 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第21条 実施機関は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求が不適法なものであるときを除き、審査会に諮問して、当該審査請求に対する裁決を行うものとする。この場合において、実施機関は、審査会の答申を尊重するものとする。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 実施機関は、第1項の審査請求があったときは、その翌日から起算して3月以内に当該審査請求に対する裁決を行うよう努めなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第21条の2 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨の通知をしなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。)

(2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第21条の3 第18条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決

(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第4節 他の制度との調整

(法令等の規定により開示される公文書)

第22条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が第2条第3項に規

定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第2条第3項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（北海道立文書館等が保有する公文書）

第23条 この章の規定は、北海道立文書館、北海道立総合博物館その他の道の施設が一般の利用に供することを目的として保有している公文書については、適用しない。

第3章 情報提供の総合的推進

第1節 情報提供の総合的推進

（情報提供の総合的推進）

第24条 実施機関は、その保有する情報を積極的に道民の利用に供するため、情報提供の総合的推進に努めるものとする。

（情報提供施策の充実）

第25条 実施機関は、道民が道政に関する情報（政策形成過程にあるものを含む。）を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、高度な情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の充実に努めるものとする。

第2節 会議の公開

第26条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないとき認められるときは、この限りでない。

第3節 出資法人等の情報公開

（出資法人等の情報公開）

第27条 道が出資その他の財政上の援助等を行う法人等であって、実施機関が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、経営状況を説明する文書等その保有する文書（図画及び写真並びに電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等が保有する文書であって、実施機関が管理していないものについて、当該文書の公開の申出があったときは、出資法人等に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

3 前項の規定により実施機関が出資法人等に提出を求める文書の範囲、文書の公開の手続、費用の負担その他必要な事項は、実施機関が定める。

（指定管理者の情報公開）

第27条の2 指定管理者（道が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。以下同じ。）は、その保有する文書であって自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に係るものの公開に努めるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する文書について準用する。この場合において、これらの規定中「出資法人等」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(適用除外)

第28条 この条例の規定は、次に掲げる公文書については、適用しない。

- (1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物
- (2) 漁業法（昭和24年法律第267号）第50条第1項に規定する免許漁業原簿
(実施機関への委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に実施機関に対してされているこの条例による改正前の北海道公文書の開示等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第6条の規定による公文書の開示の請求は、この条例による改正後の北海道情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）第13条の規定による公文書の開示の請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に実施機関に対してされている改正前の条例第14条の規定による不服申立ては、改正後の条例第21条第1項の規定による不服申立てとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例第20条の規定により置かれている北海道公文書開示審査会は、改正後の条例第28条の規定により置かれた審査会とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の条例第21条第2項の規定により北海道公文書開示審査会の委員に任命されている者は、改正後の条例第30条第2項の規定により審査会の委員に任命された者とみなし、その任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成10年9月30日までとする。
- 6 この条例の施行後改正後の条例第30条第2項の規定により新たに任命される委員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成10年9月30日までとする。

(北海道個人情報保護条例の一部改正)

- 7 北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(道が設立した地方独立行政法人に関する経過措置)

- 8 道が設立した地方独立行政法人の成立の際この条例の規定により実施機関がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該地方独立行政法人の成立前にこの条例の規定により実施機関に対してなされた請求その他の行為で、当該地方独立行政法人の成立後においては、当該地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、当該地方独立行政法人の成立後におけるこの条例の規定の適用については、当該地方独立行政法人がした処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則（平成13年3月30日条例第12号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定、第10条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定、第12条の改正規定及び第15条第1項の改正規定並びに附則第6項の規定は、平成13年10月1日までの間において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の北海道情報公開条例（以下「改正前の条例」という。）第18条第1項の規定によりされた意見の聴取は、この条例による改正後の北海道情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）第18条第1項の規定によりされた意見書の提出の機会の付与とみなす。
- 3 施行日前に改正前の条例第18条第1項の規定により意見を聴かれた道以外のものが当該公文書の開示に反対の意思を表示した場合において施行日以後開示決定をするときは、改正後の条例第18条第3項中「前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者」とあるのは「北海道情報公開条例の一部を改正する条例（平成13年北海道条例第12号）による改正前の北海道情報公開条例第18条第1項の規定により意見を聴かれた道以外のもの」と、「表示した意見書を提出した場合」とあるのは「表示した場合」と、「当該意見書（第21条の2において「反対意見書」という。）を提出した第三者」とあるのは「反対の意思を表示した道以外のもの」と、改正後の条例第21条の2第3号中「反対意見書を提出した第三者」とあるのは「反対の意思を表示した道以外のもの」と、改正後の条例第21条の3各号中「第三者」とあるのは「道以外のもの」と読み替えて適用する。
- 4 改正後の条例第21条の2の規定は、施行日以後に審査会に諮問した事案について適用する。
- 5 この条例の施行後改正後の条例第30条第2項の規定により新たに任命される委員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成14年9月30日までとする。
（北海道職員の公務員倫理に関する条例の一部改正）
- 6 北海道職員の公務員倫理に関する条例（平成9年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
附 則（平成13年3月30日条例第42号抄）
（施行期日）
 - 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。（後略）
附 則（平成15年8月8日条例第41号抄）
 - 1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第1条中北海道情報公開条例第10条の改正規定（中略）は、公布の日から施行する。
 - 2 第1条の規定による改正後の北海道情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（前項ただし書に規定する改正規定に係る部分にあっては、公布の日）以後の公文書の開示の請求及び出資法人等が保有する文書の公開の申出について適用する。
附 則（平成16年3月31日条例第6号抄）
（施行期日）
 - 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
附 則（平成16年10月19日条例第89号抄）
（施行期日）
 - 1 この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成17年3月31日条例第7号抄）
（施行期日）
 - 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
（北海道情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）
 - 3 この条例の施行の前日に前項の規定による改正前の北海道情報公開条例（以下「改正前の条

例」という。)の規定により北海道情報公開審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、改正前の条例の規定により北海道情報公開審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

- 4 北海道情報公開審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 5 附則第2項の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月31日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月16日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
（北海道議会情報公開条例の一部改正）
- 2 北海道議会情報公開条例（平成11年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成26年10月14日条例第91号抄）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則（平成28年3月31日条例第30号）
- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
 - 2 この条例の施行前にされた処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る不作為に関する不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日条例第15号）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正前の北海道行政手続条例、北海道政策評価条例、北海道個人情報保護条例、北海道情報公開条例若しくは北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「改正前の北海道行政手続条例等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に改正前の北海道行政手続条例等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例による改正後の北海道行政手続条例、北海道政策評価条例、北海道個人情報保護条例、北海道情報公開条例又は北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の相当規定に基づいて病院事業管理者がした処分その他の行為又は病院事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

